

くらし

6月30日まで延長 傷病手当金支給対象期間

板倉町国民健康保険では、被保険者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けられなかった場合に傷病手当金を支給します。

支給対象 次の①から④すべてに該当するかた

- ①板倉町国民健康保険の被保険者であること
- ②勤務先から給与の支払いを受けていること
- ③新型コロナウイルスに感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること（自粛要請などのため就労できなかったものは対象になりません）
- ④就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全部または一部の支給が受けられなかったこと

支給対象期間
就労できなくなった初めての連続する3日間を除いた4日目以降の休みの期間のうち、

就労を予定していた日（※1）
※1 4日目の休みが令和2年1月1日から令和3年6月30日までの期間に属することが必要（入院が継続する場合が最長1年6か月）

支給額 1日当たり支給額（※2）×支給対象期間において就労を予定していた日数

※2 1日当たり支給額Ⅱ（直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2

申請に必要なもの
○国民健康保険傷病手当金支給申請書

- ・世帯主記入用
- ・被保険者記入用
- ・事業主記入用
- ・医療機関記入用（医療機関を受診した場合）

○直近の継続した3か月の給与の支払いを確認できるもの（給与明細の写し、通帳の写しなど）

※申請を希望する場合は、事前に電話で問い合わせ

問合せ 保険医療係
☎82-6136

児童扶養手当 特別児童扶養手当

県では、児童扶養手当・特

別児童扶養手当を支給しています。支給の要件を満たしている、まだ受給していないかたは、申請してください。

※所得要件により手当が支給されない場合があります。

▼児童扶養手当
対象 次の要件を満たす児童を監護する母子家庭などの母

監護し生計を同じくする父子家庭などの父または養育者

要件 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童で、次のいずれかに該当するもの

- ・父母が離婚
- ・父または母が死亡
- ・父または母が重度の障害者
- ・父または母の生死が不明
- ・父または母が一年以上遺棄
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ・父または母が一年以上拘禁
- ・未婚の母の子
- ・孤児など父母が不明

手当額（月額）
10,180円～43,160円

▼特別児童扶養手当
対象 精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を監護する父または養育者

手当額（月額）
・1級 52,500円
・2級 34,970円

録音機能付き電話で
特殊詐欺を撃退

自動応答、通話自動録音機能を備えた電話機や、電話線と電話機の間接続して録音機能を有する機器の購入に対して補助金を交付します。

対象 世帯全員が町税などの滞納がなく、町内に住民登録があり実際に居住している65歳以上のかた

※1世帯につき1台限り
補助金額
購入費用の2分の1以内、ただし上限金額6,000円で千円未満切り捨て

申請方法
購入した日から1年以内に

申込み・問合せ
○児童扶養手当
子育て支援係
☎82-6134
○特別児童扶養手当
社会福祉係
☎82-6133

子どもの人権特設相談所

前橋地方法務局太田支局および太田人権擁護委員協議会では、子どもの人権特設相談所を開設します。

「いじめ」「体罰」「虐待」「不登校」など、子どもの人権のことでお困りのかたはお気軽に相談所へお越しください。人権擁護委員が相談に応じます。

予約は不要で、料金は無料です。秘密は固く守ります。

日時 4月24日(土) 午後1時30分～3時30分

場所 ぐんまこどもの国児童会館（太田市長手町480）

※当日は、相談のほか、人権キャラクターのマスクト人形などの配布も予定しておりますので、相談を希望されない皆様もお気軽にお越しください。

問合せ 前橋地方法務局太田

左記のものをそろえて提出してください。
○申請書
○領収書
○機能が確認できるパンフレットまたは取扱説明書
※申請書は、安全安心係または町ホームページにあります。

問合せ 安全安心係
☎82-6123

防災ラジオ

年に1度は電池の交換をしましょう

問合せ 安全安心係
☎82-6123

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

生後91日以上の犬は、一生に1回の登録と、毎年の狂犬病予防注射を受けなければなりません。動物病院で注射を受けることもできますので直接、動物病院にお問い合わせください。また、犬が亡くなったときは、登録抹消のため必ずご連絡ください。

	5月9日(日)	5月7日(金)	5月6日(木)
役場	午前9時30分～11時30分 午後1時～2時	碓氷上公民館 午前9時15分～45分 岩田区公民館 午前10時～30分	東部公民館 午前9時15分～45分 海老瀬東公民館 午前10時～30分
費用		板倉保育園南側 午前10時40分～11時20分 五箇中妻住民センター裏 午後1時～30分 南部公民館 午後1時45分～2時45分	細谷事務所 午前10時45分～11時15分 北部公民館 午後1時～45分
○注射のみ	3,500円		
○登録と注射	6,500円		

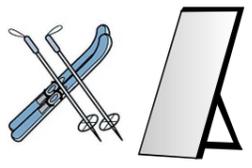
問合せ 環境下水道係
☎82-6132

出し方に注意

実際にごみステーションに出されて、収集されなかったものです。ルールを確認してきちんと出しましょう。

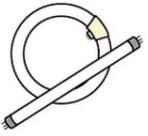
粗大ごみ

ごみ袋に入らない不燃性の粗大ごみは「いたくらしサイクルセンター」に直接持ち込みしてください。



蛍光灯

蛍光灯は、毎月第1・3水曜日に、各公民館にある専用の回収箱に入れてください。これ以外の日は、収集できませんが「いたくらしサイクルセンター」に直接持ち込むこともできます。



乾電池

ごみステーションでの回収は行っていません。各公民館・役場にある専用の回収箱に入れてください。



スプレー缶

中身の残ったスプレー缶は出せません。ごみ処理中に爆発や火災を起こす原因となり大変危険です。使い切った状態で「かん」として出してください。



農業や事業で出たごみは、ごみステーションに出せません。処理業者に依頼するなど、適切な処理をお願いします。

問合せ 環境下水道係 ☎82-6132

ひとりで悩まずご相談ください～人権相談～

窓口相談を希望のかた（予約制）☎82-6131（戸籍年金係）
秘密は厳守します。

電話相談を希望のかた

みんなの人権110番
☎0570-003-110

子どもの人権110番（通話料無料）
☎0120-007-110

女性の人権110番
☎0570-070-810

（平日午前8時30分～午後5時15分）

水道の手続き、水道の漏水や濁り、工事の申込み、各種証明など水道に関する問合せは

群馬県東部水道企業団館林支所 ☎80-3201

※休日・夜間の場合は、自動音声ガイダンスに切り替わります。切り替わるまで電話を切らず、アナウンスに従って用件をお伝えください。

○板倉営業所（役場窓口内）は、水道料金の支払い、口座振替申込み、給水開始・休止の手続きができます。

石綿を含むけい藻土バス
マットなどの処分方法



一部メーカーから販売されたバスマットやコースターなどの「けい藻土製品」について、基準を超える石綿（アスベスト）が含まれていることが判明し、現在、販売店や製造メーカーによる自主回収が行われています。

通常の使用方法では石綿が飛散することはありませんが、割れたり削れたりした場合に飛散する恐れがあります。
ご家庭で「けい藻土製品」を使っている場合は、各メーカーのホームページや購入した店舗で確認し、該当した場合はメーカーや販売店に引き取ってもらってください。
なお、町では対象製品の回収や処理を行っていますので、ごみとして出さないよう

- お願いします。
- 問合せ 厚生労働省
- ☎ 03-6812-7808
- 環境下水道係
- ☎ 82-6132

板倉町住宅取得支援事業
補助申請者募集

町では、移住、定住を促進し、地域を活性化するために、町内に居住するための住宅を建築または購入されたかたに対して、住宅取得価格の3%（最大30万円）を補助しています。

補助対象者
次の要件の全てに該当するかた

- 町に転入したかた、またはこれから転入するかた
 - 転入日の前2年間は板倉町に居住していなかったかた
 - 取得した住宅の所有者で、5年以上継続して居住するかた
 - 令和4年3月31日までに取得した住宅に住民登録をするかた
 - 町税などに未納がないかた
 - この補助金を初めて受けるかた
 - ※ 申請できる期間は、転入日から1年以内です。
- 補助対象住宅**

住宅リフォーム支援事業
補助申請者募集



- 新築住宅または中古住宅
- 現行の耐震基準に適合していることを証明できる住宅
- ※ そのほかにも必要事項がありますので、補助金を受けようとするかたはお問い合わせください。

申込み・問合せ 計画管理係

☎ 82-6151

町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行う町民のかたに、工事に要した経費の一部を補助します。

- 令和2年度以降の補助金額が上限10万円に達するまで何年度でも利用可能です。令和元年度以前に利用したかたも利用できます。
 - 補助金額** 対象工事費の10%（限度額10万円）
 - ※ 町内の登録店舗で使える商品券での補助となります。
- 補助対象者**

- 町内に居住し、住民基本台帳に記載されているかた
 - 世帯の中に町税などの滞納者がいないこと
 - この要綱による令和2年4月1日以降の補助金交付額が10万円に達していないかた
 - その他町からの住宅の改造等に係る補助金の交付を受けていないかた
- 対象住宅**

○ 申請されるかたが居住している住宅

○ 店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ

※ 所有者が申請者と異なる場合は、所有者の同意が必要となります。

対象となる工事 次のすべての要件を満たしている工事

- 対象となる住宅などの維持および住環境の質の向上のために行う改修、増築などの工事
 - 対象工事費が20万円以上であること（消費税を抜いた額）
 - 令和4年3月末までに工事が完了し、工事代金の支払いができること
 - 板倉町内に本社または事業所などがある住宅関連事業者による施工であること
- 問合せ 商工観光係
- ☎ 82-6139

土地や家屋の価格を知ることができます

町内の土地・家屋の価格などが記載されている縦覧帳簿を見ることが出来ます。

これにより自分の所有する固定資産評価額が適正かどうかを、町内の他の資産と比較・確認することが出来ます。

- 縦覧期間** 4月1日(木)～5月31日(月) (土日、祝日を除く)
- 時間** 午前9時～午後5時
- 縦覧場所** 役場税務課資産税係
- 対象者** 町内に土地・建物所有している固定資産税納税義務者および代理人
- ※ 代理人は、家族であっても委任状が必要です。

縦覧内容

- ① 土地（所在・地番・地目・地積・評価額）
 - ② 家屋（所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額）
- 持参するもの 身分証明書（運転免許証など本人確認ができるもの）
- 問合せ 資産税係
- ☎ 82-6128

町営住宅入居者募集

入居者募集住宅

海老瀬団地（大字海老瀬7109-1）3DK（62・2㎡）3戸

岩田団地（大字岩田1269）3DK（62・2㎡）1戸

主な入居資格

- 町内に在住または在勤で同居親族があるかた
- 単身入居の特例制度あり
- 住宅に困窮しているかた
- そのほかに、収入基準などの制限があります。

入居時期
入居決定後随時

選考方法
申込み順に決定

問合せ 計画管理係

☎ 82-6151

5月は自動車税（種別割）の納期です

自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。

5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書に

より、納期限までに納めてください。

納期限 5月31日(月)

納税場所 県内の金融機関、郵便局、自動車税事務所、行政課税事務所、コンビニエンスストアなど

※ 詳しくは、納税通知書または群馬県ホームページの「自動車税特集」でご確認ください。（下記のQRコードをご利用ください）

※ 口座振替をご利用の場合、5月31日(月)が引き落とし日になりますので、前日までに預



県ホームページ
「自動車税特集」

花と緑のクリーン作戦
参加者募集

支援する活動

県管理の道路や河川などの公共施設での除草、花緑の植栽、側溝清掃を含む活動

※ 一団体につき一申請（空き缶などごみ拾いのみの活動や除草剤散布は支援の対象外）

支援する団体

構成員が10人以上の自治会やボランティア団体などで、4月から令和4年2月末までの間に1回以上、邑楽郡内および館林市で活動を行う団体

助成金額

6,700円～2万円

申請期間

4月1日(木)～6月4日(金)

申請方法

申請書に記入の上、館林土木事務所へ郵送（当日消印有効）または持参してください。

申請書は土木事務所、町計画管理係にあります。県ホームページからもダウンロードできます。

問合せ 館林土木事務所

☎ 72-4355

ふれあいファームいたくら
利用者募集

現在、ふれあいファームいたくらの利用者を募集しています。

場所は、健康の郷「季楽里」の北西にあります。

自然に親しみながら、新鮮な野菜を育てて味わう、そんな農園ライフを楽しんでみませんか。

※ 全90区画・平均区画面積30㎡

利用料金（年間）

1㎡当たり 100円

鍵代金（新規のかたのみ）

500円

申込み・問合せ 農業振興係

☎ 82-6137



くらし

公立館林厚生病院 「医師育成修学資金」

公立館林厚生病院に将来医師として勤務する意思のある医科大学生などへ『医師育成修学資金』を貸与します。貸与終了後に一定期間、公立館林厚生病院に勤務することで返還が免除されます。

募集人員 若干名
資格

①医科大学、または医科大学院において医学を履修する課程に在学する3～6年次の学生
②大学において医学を履修する課程を修了し、医師国家資格を取得しようとする者。

貸与期間 4年以内(ただし②については1年以内)
貸付額 月額15万円(年額180万円)
審査 書類審査・面接により決定

申込方法 当院ホームページから申請書をダウンロードの上記入し、戸籍抄本、在学(卒業)証明書、成績証明書を添えて郵送してください。
詳細についてはお問い合わせください。

問合せ 公立館林厚生病院人事秘書課医師確保支援係
☎72-3140

(医学生の見学も随時受け付けております。お気軽にお問い合わせください)
http://www.tatebayashikoseihin.jp/

緑化センター 森林学習講座

群馬県緑化センターでは、森林や緑に親しみ・関心を高めてもらうため、県民の皆さんを対象に、森林学習講座を開催します。

日時 5月25日(火) 午前9時30分～正午(雨天決行)

場所 群馬県緑化センター(邑楽町大字中野39241-1)

テーマ デジタルカメラで楽しむ初夏の森
講師 青木克純(あきよしひとみ) 風景写真家
募集人数 先着16人(電話による受付)

申込み 5月10日(月) 午前8時30分から(定員になり次第締切)
受講料 無料
問合せ 群馬県緑化センター ☎88-7188

※このほかにも、群馬県緑化センターでは、毎週木曜日の午前10時から午後3時まで「緑の相談室」を開設して、専門の相談員が庭木や花の作り方、管理の仕方などの相談も受け付けていますので、ぜひご利用ください。
また、緑化講座は「群馬県民カレッジ連携講座」として認定されています。

総務省関東総合通信局からののお知らせです
総務省では、6月1日から10日までで「電波利用環境保護周知啓発強化月間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化しています。
ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全を脅かします。
安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょ。

県立館林美術館 「水に浮かぶ島のように」

会期 4月24日(土)～6月13日(日)

休館日 月曜日(ただし5月3日(祝)は開館)
開館時間 午前9時30分～午後5時(入館は午後4時30分まで)

場所 群馬県立館林美術館展示室1・2・3・4
観覧料 一般620円(490円)、大高生310円(240円)
* ()内は20名以上の団体割引料金
* 中学生以下、障害者手帳などをお持ちのかたとその介護者1名は無料

主催 群馬県立館林美術館
◆本展のみどころ
景観の中の美術館「水に浮かぶ島」
広々とした芝生の前庭、夕日に浮かぶ富士山など、来館者には周囲の風景を含めて美術館を楽しんでいただいています。近くにはハクチョウの飛来する多々良沼があり、夏

前多目的広場
費用 大人500円 小学生以下 無料
持ち物 ヨガマットまたはバスタオルなど、飲み物
※参加されるかたは、十分な感染症予防対策をしてお越しください。
問合せ 県立多々良沼公園管理事務所 ☎56-19978

は日本一の暑さを誇った。美術館のそうした環境は、展示会の企画にも大きな刺激を与えてきました。展示作品の中に地域から地域環境へのまなざしを探ります。

美術館のテーマ 「自然と人間」

「自然と人間」が館のテーマの群馬県立館林美術館。本展では「美術館の発芽と生長」「地域へのまなざし」「見えないものを見えるように」「まなざしは地域から地球環境へ」「西洋の彫刻」の5章約100点によって、開館前に収蔵した作品から展示会を機に受け入れた作品までを紹介いたします。

多々良沼公園 4月のイベント

第1回野菜即売会
日時 4月10日(土) 午前9時～正午

場所 松沼南駐車場エントランス
ヨガ教室
第1回日時 4月11日(日) 午前10時～11時
第2回日時 4月25日(日) 午前10時～11時

場所 ボランティアセンター
初回放送 4月16日(金)

県広報番組「ジャンポケロード」が始まります

お笑いトリオ「ジャンポケロード」が、ミッシェンをクリアしながら県内を巡る、ふれあいミッシェン旅バラエティです。



番組名 ジャンポケロード(群馬テレビ)
放送日時 毎週金曜日 午後7時30分～8時
毎週日曜日 午前9時30分～10時(再放送)
問合せ 群馬県メディアプロモーション課広報紙・テレビ係 ☎027-22612168

くらしの情報

● ● ● ● ● いたくらお知らせメール ● ● ● ● ●



携帯電話やパソコンのメール機能を利用した防犯・防災・緊急・町の情報配信を行っています。登録は、町ホームページまたは、QRコードから可能です。

● ● ● ● ● まちの動き ● ● ● ● ●

人口	14,293人(-23)
うち外国人	435人
男	7,179人(-10)
女	7,114人(-13)
世帯数	5,791戸(-6)
()内は前月比	令和2年3月1日現在

● ● ● ● ● 今月の税金 ● ● ● ● ●

納税は口座振替が便利です
口座振替を利用すれば、納期限の日に自動的に納付できます。
納め忘れがなく、安心・便利です。
問合せ 収税係 ☎82-6129
コンビニエンスストアでも納められます。

● ● ● ● ● 事故と犯罪の発生状況 ● ● ● ● ●

事故	2月1日～2月28日	累計	前年比
人身事故	4件	(4件)	+2
物件事故	6件	(21件)	-3

犯罪	2月1日～2月28日	累計	前年比
侵入窃盗	0件	(0件)	-2
乗物盗難	1件	(3件)	+2
詐欺	0件	(0件)	0
住居侵入	0件	(1件)	+1
その他の事件	3件	(5件)	0

※ ()内は令和3年1月からの累計

○町ホームページ
http://www.town.itakura.gunma.jp/

【広告】

有料広告掲載欄

【広告】

有料広告掲載欄

【広告】

有料広告掲載欄

【広告】

有料広告掲載欄